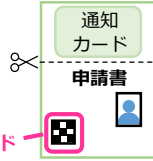


# “マイナンバーカード”

申請はカンタン！この機会にぜひどうぞ！



カードの申請は  
QRコード



＜郵送で＞



＜パソコンで＞



＜スマホで＞



＜証明写真機で＞※



※機器の対応をご確認ください。

## ＜マイナンバーカードの申請＞

＜郵送で＞



個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付けます。

送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。

＜パソコンで＞



デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。

交付申請用のWEBサイトにアクセスします。必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

＜スマホで＞



スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。

交付申請書のQRコードを読み込み、申請用WEBサイトにアクセスします。必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

＜証明写真機で＞



タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。

画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。

市役所で写真撮影をして申請することもできます！

## ＜マイナンバーカードの受取＞



住民票の住所に通知カードとともに届いた個人番号カード交付申請書を使用して、郵送による申請又はスマートフォン・パソコンによるWEB申請を行うと、交付通知書（はがき）がご自宅に届きます。



必要な持ち物をお持ちになり、交付通知書（はがき）に記載された期限までに、ご本人がおこしください。交付場所は、交付通知書（はがき）に記載されています。

平日8：30～17：15に来られない方は、休日交付窓口（市民課）をご利用ください！

★9月24日（日）8：30～12：00  
【9月22日までに要予約】

10月以降も毎月第4日曜日に実施します。



マイナンバーカードの交付申請・受取に関するお問い合わせは

高島市役所 市民生活部 市民課

TEL：0740-25-8018 / FAX：0740-25-8102

E-mail：shimin@city.takashima.lg.jp

# マイナンバー Q&A

詳しくは、企画広報課へお問い合わせください

## どうしてマイナンバーは必要なの？



マイナンバー制度には、「国民の利便性の向上～面倒な行政手続きがカンタンに！～」、「行政の効率化～手続きをムダなく正確に！～」、「公平・公正な社会の実現～給付金などの不正受給の防止～」という目的があります。



## どんな時にマイナンバーは必要なの？



具体的には、年末調整や雇用保険の手続きで勤務先へ、資産運用の手続きで銀行や証券会社へ、福祉や介護の手続きで市区町村へ、税の申告などの時に税務署や市区町村へ、生命保険や損害保険の受取時に保険会社へ... など、さまざまな手続きでマイナンバーが必要となります。



## マイナンバーカードって？



身分証にもなる顔写真付きのカードです。発行手数料は無料です。ICチップの機能を使って、コンビニで住民票の写しや印鑑証明書などを取得できるほか、マイナポータルへのログインに使用して、さまざまなサービスを利用できます。



## マイナポータルって？



マイナポータルは政府が運用するポータルサイトで、秋頃から本格運用が予定されています。自分の個人情報はどうなっているかや、どうやりとりされたかの履歴を確認したり、行政からのお知らせをオンラインで受け取ったり、オンラインで行政手続きの申請を行ったりすることができるようになります。



## マイナンバーのセキュリティは大丈夫？



マイナンバーだけでは個別の情報にアクセスできないため、芋づる式に情報が漏れることはありませんし、情報の分散管理やシステムへのアクセス制御、通信の暗号化などさまざまな対策が講じられています。また、マイナンバーカードのICチップには、税や年金などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

